

見附市告示第72号

見附市介護老人保健施設通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）運営規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年4月1日

見附市長 稲田 亮

見附市介護老人保健施設通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）運営規程の一部を改正する規程

見附市介護老人保健施設通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）運営規程（平成18年見附市告示第107号）の一部を次のように改定する。

第4条第1号中「見附市介護老人保健施設」の次に「ケアプラザ見附デイケアセンター」を加える。

第5条第1項各号列記以外の部分中「従事者」を「従業者」に改める。

第6条の見出し中「従事者」を「従業者」に改め、同条第1号中「従業者」を「職員」に改める。

第10条第1項中「以下」を「次」に改め、同項第1号中「その額の1割負担」を「介護保険負担割合証の利用者負担の割合欄に記載された割合分の額」に改める。

第11条及び第12条中「以下」を「次」に改める。

第14条第3項及び第5項中「従業者」を「職員」に改める。

第22条を第26条とし、同条の前に次の1条を加える。

（職場におけるハラスメントの防止）

第25条 当施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

第21条を第24条とし、第15条から第20条までを3条ずつ繰り下げ、第14条の次に次の3条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第15条 当施設は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るた

めの計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

- 2 当施設において、介護職員その他の職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 当施設において、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（虐待の防止）

第16条 当施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- （1） 当施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。
- （2） 当施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- （3） 当施設において、介護職員その他の職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- （4） 当施設における虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（身体拘束等の禁止）

第17条 当施設は、サービスを提供するに当たり、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 当施設は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 当施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずる。
 - （1） 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。
 - （2） 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - （3） 介護職員その他の職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期

的に実施すること。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。